

# 勝央町元気なまちくらし応援券

## の取扱店を募集します!!



勝央町マスコットキャラクター  
「きんとくん」

前回の勝央町元気なまち生活応援券の取扱店としてご登録いただいた事業者様（閉店の場合は除く。）においては、勝央町元気なまちくらし応援券についても原則継続登録とし、取扱店登録申請書の提出は不要といたします。

ただし、登録内容に変更がある場合や生活応援券の登録店から辞退を希望される場合は、2月13日までに町へお申し出いただきますようお願いいたします。

### ◆勝央町元気なまちくらし応援券とは？

※国の重点支援地方交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民生活を支援することを目的として、勝央町独自に発行するものです。

町民の方へ、町内の事業所等で使用できる「勝央町元気なまちくらし応援券」を14,000円分／人 発行します。

#### 【発行券種内訳】

種類	金額
全店共通 ※すべての取扱店で利用可能	10,000円 (500円券×20枚/人)
中小店限定 ※大型店を除く取扱店で利用可能	4,000円 (500円券×8枚/人)

### ◆応援券取扱店とは？

勝央町元気なまちくらし応援券を利用できるお店です。飲食店や小売店のほか、生産農家の農産物・工務店等でのサービス提供も、応援券取扱登録の対象となります。なお、品物によっては応援券の対象にしてはいけないものがありますので、ご注意ください。（プリペイドカードなど換金性の高いもの、税金など）

取扱店登録は、裏面に掲載している申請書でお手続きできます。

**令和8年2月20日(金)までに申請書をご提出いただくと、町内全世帯へ応援券を送付する際に同封する「取扱店一覧」に店舗情報を掲載いたします。**（以後は町ホームページ等での掲載となります。）

取扱店登録をされた事業所には、後日店頭掲示物をお渡ししますので、必ずお客様から見える場所へ掲示いただきますようお願いします。

### ◆登録手続きのあとは？

応援券の有効期間は、令和8年4月1日から令和8年7月31日までです。

応援券取扱店は令和8年4月8日より毎週水曜日、換金依頼書による現金化手続きが可能です（最終換金締切り…令和8年8月26日）。手続き後は実績に基づいて、届出口座に振り込まれます。

〈問い合わせ先・申請書提出先〉  
勝央町役場産業建設部  
電話 38-3112  
Mail sangyou@town.shoo.okayama.jp

# 勝央町元気なまちくらし応援券 取扱店登録申請書

令和 年 月 日

勝央町長様

勝央町元気なまちくらし応援券事業の趣旨に賛同し、応援券の取扱店登録の申請をします。

★印は取扱店一覧表に掲載され、広報される予定です。

フリガナ			
★事業所名・店名			
★事業所所在地	〒( - )		
★事業所電話番号			
代表者名	印		
代表者住所	〒( - ) ※事業所所在地と同じ場合は記入不要です。		
代表者電話番号			
★業種(該当に○)	1.飲食業 2.小売業 3.サービス業 4.タクシー業 5.その他( )		
★取扱商品等	※優先したい項目順にご記入ください。長い場合は「…等」のように省略させていただく場合があります。		

## ■振込口座について

フリガナ			
口座名義			
金融機関名		支店名	
預金種類 (該当に○)	普通預金・当座預金	口座番号	

※町内に複数の事業所がある場合は事業所ごとに本申請書をご提出ください。(1事業所1枚)

※町担当課処理欄(記入しないでください。)

登録番号	担当